

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 50 号

函館市旧イギリス領事館（開港記念館）条例の一部改正に
ついて

函館市旧イギリス領事館（開港記念館）条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市旧イギリス領事館（開港記念館）条例の一部を改正
する条例

函館市旧イギリス領事館（開港記念館）条例（平成 4 年函館市条例第
29 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

研 修 室（ 2 ）	基 本 料 金	1,800円
	超 過 料 金	600円

を

」

「

研 修 室（ 2 ）	基 本 料 金	1,800円
	超 過 料 金	600円
摘 要	市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒（高等学校，特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下同じ。）または市の区域外の学校に在学する児童もしくは生徒で市の区域内に居住するものの展示室の利用は，無料とする。	

に

」

改め，同表備考中第 1 項を削り，第 2 項を第 1 項とし，第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市内の小学生および中学生の展示室の利用料金を無料とするため